



発行 新潟県

号外 1

平成27年10月30日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

条 例

- 48 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(総務事務センター)
- 49 新潟県介護基盤緊急整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例(高齢福祉保健課)
- 50 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例(産業立地課)
- 51 新潟県流域下水道条例の一部を改正する条例(下水道課)

本号で公布された主な条例のあらまし

◇新潟県介護基盤緊急整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例(新潟県条例第49号)

- 1 基金の設置期間の延長
介護老人福祉施設等介護基盤の整備の促進を図るため、新潟県介護基盤緊急整備臨時特例基金の設置期間を延長することとしました。(附則第2項関係)
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例(新潟県条例第50号)

- 1 目的
この条例は、地域再生法に規定する地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って本社機能のために使用される業務施設を新設し、又は増設した認定事業者に対し、県税の不均一の課税の措置を講ずることにより、新潟県における産業拠点の強化を促進し、雇用の増大及び経済の活性化を図り、もって産業の振興に寄与することを目的とすることとしました。(第1条関係)
- 2 県税の不均一課税
知事は、認定事業者に対し、一定の要件を満たした場合には、事業税、不動産取得税及び固定資産税の不均一課税をすることができることとしました。(第2条関係)
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 新潟県介護基盤緊急整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- (3) 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例
- (4) 新潟県流域下水道条例の一部を改正する条例

平成27年10月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県条例第48号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新潟県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
附 則			附 則		
(他の法令による給付との調整)			(他の法令による給付との調整)		
<p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>			<p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		
傷病補償年金	(略)	(略)	傷病補償年金	(略)	(略)
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	(略)		障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について <u>国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。</u> ）	(略)
障害補償年金	(略)	(略)	障害補償年金	(略)	(略)
	障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	(略)		障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について <u>障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。</u> ）	(略)
遺族補償年金	(略)	(略)	遺族補償年金	(略)	(略)
	遺族基礎年金（当該	(略)		遺族基礎年金（当該	(略)

	補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金			補償の事由となつた死亡について <u>国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金</u> が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金									
<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>			<p>2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。</p>										
<table border="1"> <tr><td colspan="2" data-bbox="221 920 783 958">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="221 958 679 1070">障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）</td> <td data-bbox="679 958 783 1070">(略)</td> </tr> </table>			(略)		障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	(略)	<table border="1"> <tr><td colspan="2" data-bbox="831 920 1391 958">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="831 958 1289 1070">障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について<u>障害共済年金又は障害厚生年金</u>が支給される場合を除く。）</td> <td data-bbox="1289 958 1391 1070">(略)</td> </tr> </table>			(略)		障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について <u>障害共済年金又は障害厚生年金</u> が支給される場合を除く。）	(略)
(略)													
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	(略)												
(略)													
障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について <u>障害共済年金又は障害厚生年金</u> が支給される場合を除く。）	(略)												

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第5条の規定の適用については、当分の間、同条第1項の表傷病補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、同条第2項の表中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。

(障害共済年金等が支給される者の特例)

3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係る改正後の附則第5条の規定の適用については、同条第1項の表傷病補償年金の項中「規定による障害厚生年金」とあるのは「規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「規定による遺族厚生年金」とあるのは「規定による遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金」とする。

(規則への委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

新潟県条例第49号

新潟県介護基盤緊急整備臨時特例基金条例の一部を改正する条例

新潟県介護基盤緊急整備臨時特例基金条例（平成21年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
2 この条例は、 <u>平成28年12月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>平成27年12月31日</u> 限り、その効力を失う。
3 (略)	3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県条例第50号

新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項の認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第4号の地方活力向上地域内において、法第17条の2第6項の認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」という。）に従って法第5条第4項第4号の特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した法第17条の2第4項の認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、県税の不均一の課税の措置を講ずることにより、新潟県における産業拠点の強化を促進し、雇用の増大及び経済の活性化を図り、もって産業の振興に寄与することを目的とする。

(県税の不均一課税)

第2条 知事は、認定事業者に対し、次の各号に掲げる県税について、新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号。以下「県税条例」という。）第31条、第34条、第41条、第77条及び附則第17条から第18条までの規定にかかわらず、当該各号に定める税率により不均一の課税をすることができる。

- (1) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる取得価額の要件を満たす特定業務施設（法第17条の2第1項第1号に掲げる事業（以下「移転型事業」という。）及び同項第2号に掲げる事業（以下「拡充型事業」という。）のうち県外から移転して整備するもの（認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の実施期間に増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数の過半数を県外にある他の事業所から転勤させて行うものに限る。）に係るものに限る。）の用に供する減価償却資産（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した個人（法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる要件を満たす法第17条の2第1項各号に掲げる事業を実施する者に限る。）にあつては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）、特別償却設備を新設し、又は増設した法人（法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる要件を満たす法第17条の2第1項各号に掲げる事業を実施する者に限る。）にあつては当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から3年以内に終了する各事業年度の所得金額又は収入金額（県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち、当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税 県税条例第31条、第34条及び附則第17条から第17条の3までの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率
- (2) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設の用に供する建物又はその敷地である土地を取得した場合における当該建物又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税 県税条例第41条及び附則第18条の規定による税率に10分の1を乗じて得た税率
- (3) 法第17条の6の総務省令で定める場合に該当することとなる特定業務施設の用に供する機械及び装置又は構築物である償却資産を取得した場合における当該償却資産に対して課する固定資産税 アからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める税率
 - ア 当該償却資産を事業の用に供することができることとなった日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度 県税条例第77条の規定による税率に10分の1を乗じて得た税率
 - イ アに掲げる年度の翌年度 移転型事業により整備された特定業務施設の用に供する償却資産にあつては県税条例第77条の規定による税率に4分の1を乗じて得た税率、拡充型事業により整備された特定業務施設の用に供する償却資産にあつては県税条例第77条の規定による税率に3分の1を乗じて得た税率
 - ウ アに掲げる年度の翌々年度 移転型事業により整備された特定業務施設の用に供する償却資産にあつては県税条例第77条の規定による税率に4分の2を乗じて得た税率、拡充型事業により整備された特定業務施設の用に供する償却資産にあつては県税条例第77条の規定による税率に3分の2を乗じて得た税率

(申請又は申告)

第3条 前条の規定により県税の不均一の課税の措置を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請し、又は申告しなければならない。

(報告の徴収)

第4条 知事は、不均一の課税の措置を受ける者に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部改正)
- 2 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例(平成15年新潟県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この項において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この項において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例等の奨励措置との調整)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる規定に該当する者が第3条又は第4条の規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 新潟県産業拠点強化を促進するための県税の特例に関する条例(平成27年新潟県条例第50号)</u></p> <p>第2条</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項第1号又は第5号</u>に掲げる規定の適用を受けた者については、<u>それらの規定による不均一の課税をした後の税額</u>について、<u>第3条又は第4条の規定を適用する。</u></p>	<p>(新潟県振興山村における森林等の保全等のための奨励措置に関する条例等の奨励措置との調整)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる規定に該当する者が第3条又は第4条の規定の適用を受けようとするときは、それぞれ当該各号の規定の適用を受けるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項第1号</u>に掲げる規定の適用を受けた者については、<u>当該規定による不均一の課税をした後の税額</u>について、第4条の規定を適用する。</p>

新潟県条例第51号

新潟県流域下水道条例の一部を改正する条例

新潟県流域下水道条例（昭和55年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市の健全な発達及び県民の公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）<u>第25条の10第1項並びに法第25条の18第1項</u>において準用する法第7条第2項及び法第21条第2項の規定に基づき、流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置等)</p> <p>第2条 <u>法第25条の10第1項</u>の規定に基づき、次のとおり流域下水道を設置する。 (略)</p> <p>(構造の基準)</p> <p>第3条 <u>法第25条の18第1項</u>において準用する法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の基準は、次条から第7条までに定めるところによる。</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第8条 <u>法第25条の18第1項</u>において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。 (1)～(6) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市の健全な発達及び県民の公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）<u>第25条の2第1項並びに法第25条の10第1項</u>において準用する法第7条第2項及び法第21条第2項の規定に基づき、流域下水道の設置、構造及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置等)</p> <p>第2条 <u>法第25条の2第1項</u>の規定に基づき、次のとおり流域下水道を設置する。 (略)</p> <p>(構造の基準)</p> <p>第3条 <u>法第25条の10第1項</u>において準用する法第7条第2項に規定する条例で定める流域下水道の構造の基準は、次条から第7条までに定めるところによる。</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第8条 <u>法第25条の10第1項</u>において準用する法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。 (1)～(6) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。